

龍谷大学

矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center (RCRC)



本学は、浄土真宗本願寺派の戦前から今日に至るまでの長い歴史と伝統を持つ宗教教誨を基盤としながら、日本で唯一の刑事政策に特化した教育プログラムとして、1977年、法学部を中心に矯正課程（現在の矯正・保護課程）を設置しました。それ以来、刑務所・少年院・少年鑑別所などで働く矯正職員を目指す学生や、犯罪や非行をおかしてしまった人たちの社会復帰を手助けする保護観察官等の専門職をめざす学生、同じくボランティアとして活躍したいと希望する人たちのため、実務に即した教育活動を行っています。

また、2001年には、このような矯正と更生保護における教育活動の実績を継承して、新たな刑事政策構想を提言する矯正・保護研究センターを設置しました。2002年度から研究センターは、刑事政策分野に特化した大学付設の初めてとなる民間研究機関として、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（AFC）に採択され、8ヶ年間の研究活動を行ってきました。

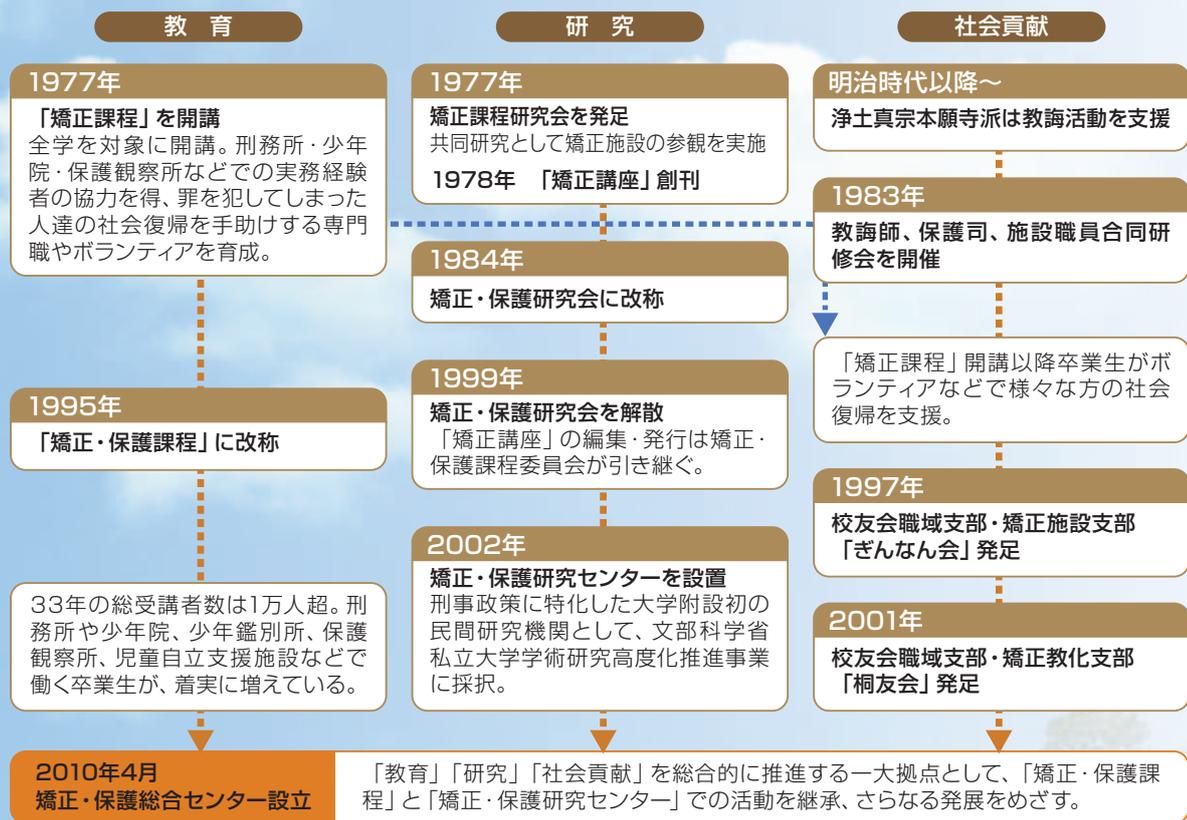
これら、刑事政策に関する教育活動と研究活動は、いずれも本学の建学の精神を具現する特色ある活動として、着実に実績を重ねており、また、高い評価を得ているものです。

2010年に開設した矯正・保護総合センターは、これらの教育活動と研究活動をさらに一層充実・発展させるとともに、加えて、この分野における社会への貢献をめざして活動してまいります。



矯正・保護総合センター長 福島 至

（龍谷大学大学院法務研究科・教授）



教育事業

矯正・保護課程

日本ではじめての刑事政策に特化した教育プログラムとして、法学部を中心に矯正課程（現在の矯正・保護課程）を開設し、刑務所、少年院、少年鑑別所などで働く矯正職員を目指す学生や、犯罪や非行をおかしてしまった人たちの社会復帰を手助けする保護観察官などの専門職やボランティアとして活動したいと希望する人たちの養成するための実務に即した教育を提供しています。

講義担当者

講義担当者は、矯正管区長、刑務所長、少年院長、少年鑑別所長などの矯正関係の退職者、地方更生保護委員会委員長や保護観察所長など更生保護関係の退職者や現役の公務員です。豊富な実務経験に基づき実践的な講義や演習を提供しています。

開設科目

- ・ 矯正概論
- ・ 矯正社会学
- ・ 矯正医学
- ・ 保護観察処遇
- ・ 更生保護制度
- ・ 被害者学 など
- ・ 矯正教育学
- ・ 矯正心理学
- ・ 成人矯正処遇
- ・ 更生保護概論
- ・ 犯罪学

校友会活動

龍谷大学卒業生の同窓会組織「校友会」の職域支部には、法務教官や刑務官など矯正施設職員で組織する矯正施設支部「ぎんなん会」、教諭師や篤志面接委員で組織する矯正教化支部「桐友会」があり、矯正や更生保護に関する研究会や研修会などの活動を行っています。

校友会 矯正施設支部
「ぎんなん会」 約200名

校友会 矯正教化支部
「桐友会」 約100名

施設参観

矯正・保護課程の受講生を対象に授業で学修した内容を、実際の矯正施設や更生施設の現場の参観を通じて生きた知識として定着させるため、毎年、8月下旬～9月上旬に、各地の施設にご協力いただき、施設参観を実施しています。

◎矯正施設

京都刑務所、滋賀刑務所、大阪刑務所、交野女子学院、神戸刑務所、加古川刑務所、和歌山刑務所、京都少年鑑別所、大津少年鑑別所、奈良少年院、浪速少年院、和泉学園、奈良少年刑務所、姫路少年刑務所、京都医療少年院、大阪医療刑務所、播磨社会復帰促進センター など

◎更生保護施設

更生保護法人西本願寺白光荘、大阪府立修徳学院、更生保護法人京都保護育成会 など

研究プロジェクト

◎刑事立法プロジェクト

矯正・保護立法の現状

矯正・保護に関連する諸法制とその実務への影響を検討し、具体的な政策提案を行う。

犯罪処遇と民間企業

PFI方式による新しい刑事施設とそこで行われる被収容者処遇について、参入企業等の果たす役割を実体的に調査・検証する。

地域社会と更生保護

社会奉仕命令や集中保護観察などを検討し、規範的、比較法的、実証的な再犯防止のため立法案を策定する。

改正監獄法と実務の変化

法改正後の処遇現場での実務の変化と運用上の課題を検討するとともに、改正法のコンメンタル作成を行う。

◎刑罰理論研究プロジェクト

現代社会における刑罰の機能

犯罪者・非行少年の処遇や刑事政策立案の基礎となる刑罰理論・理念の現代的変容を、比較法的観点を踏まえて総合的に検討する。

◎実証研究プロジェクト

犯罪被害調査

科学的な犯罪指標(統計)としての犯罪被害調査の開発を行うとともに、刑罰や犯罪者処遇に関する国民の意識とその形成過程を分析する。

矯正・保護における処遇評価

キャンベル共同計画と共同して、処遇評価研究の日本語データベースを構築する。

高齢者犯罪の動向と処遇

少子高齢化の中で高齢犯罪者の増加とその原因を分析するとともに、高齢犯罪者の社会復帰の現状や諸外国における対策を調査することで、効果的な高齢犯罪者の処遇を検討する。

◎法と心理プロジェクト

法と心理

矯正処遇対象者ならびに施設職員や外部ボランティア等の処遇関与者が、矯正処遇内容についてどのような意識をもって臨んでいるか検討する。

矯正施設における宗教的活動

被収容者や施設職員、外部ボランティアなどが、どのような意識をもって宗教的活動に臨んでいるか、比較法的研究や実態調査などによって検討する。

新学術領域提案研究

犯罪者・非行少年処遇における人間科学的知見の活用に関する総合的な研究。

薬物依存の社会復帰

ドラッグ・コート導入の可能性のほか、日本における薬物依存者の社会復帰に必要な受け皿と具体的な処遇プログラムの検討を行う。

◎共生(ソーシャル・インクルージョン)プロジェクト

貧困と格差

犯罪・非行の背景にある貧困と差別に関し、特に孤立や生活の質的劣化、および知能の境界性の人への差別の現況を把握し、克服方法の提示を試みる。

◎矯正実務研究プロジェクト

矯正実務(ぎんなん会・桐友会)

矯正施設支部「ぎんなん会」と矯正教化支部「桐友会」の協力を得て、矯正施設や更生保護施設における実務的研究を行う。

◎司法情報・教育・研究プロジェクト

法情報研究プロジェクト

法情報学の研究者、ライブラリアン、リーガル・ジャーナリスト、情報関連企業関係者などを構成メンバーとして、法情報に関する理論的・実践的研究を行う。

司法教育プロジェクト

学生や一般市民に刑罰の執行と社会内処遇に関する教育機会や、裁判員制度など司法に関する知識の理解を促進する公開講演会の企画を検討する。また、将来の裁判員を養成するため、小中高生向けカリキュラムや教育教材開発の調査研究を行う。

刑事司法研究プロジェクト

先人から継承した刑事司法に関する資料のアーカイブを拡充するとともに、蓄積された情報と豊富な資料の整理と公開のためのルールの整備を検討する。

龍谷大学 矯正・保護総合センター

社会貢献事業

今日に至る、教育事業として継続発展してきました「矯正・保護課程」の実績と経験を活かし、また、国内では他に類を見ない大学附設の研究機関である「矯正・保護研究センター」の研究実績をもとに、一般市民への教育機会を提供します。「矯正・保護課程」科目においては、一般市民の受け入れもしており、これまでにのべ約400名の方が学ばれました。また、矯正と更生保護の分野に携わる実務者(教諭師・保護司・篤志面接委員)との交流を深めるためのネットワーク講演会の開催、一般市民を対象とした裁判員制度など司法に関する知識理解

の促進を目的とした講演会の実施、さらに、将来の裁判員を養成するため、高校生、中学生や小学生向けのカリキュラムや教育教材開発と提供をしていきます。

また、矯正施設支部「ぎんなん会」や矯正教化支部「桐友会」をはじめとする関係諸団体との研究交流、さらに、更生保護会、刑事施設視察委員会、自助グループ、被害者団体等と交流と連携を深め、公開の講座や研修会、研究会などを計画しています。

あゆみ

- 1952年 教諭師養成を目的に文学部に「矯正講座」設置（～1958年）
- 1973年 1月 本学に対し、浄土真宗本願寺派より「矯正講座」復活の要請がされる
- 1977年 1月 法学部教授会において矯正課程の設置が決定
- 1977年 4月 「矯正課程研究会」を発足し、課程の充実と事業の促進を図る
大宮・深草学舎において矯正課程として、「矯正概論」「矯正処遇」「矯正保護」の2単位3科目および特別講座を開講、後に、「更生保護」「矯正心理学」「矯正教育」などの科目が増設
- 1977年 7月 矯正課程を龍谷講座から特別研修講座に移行
- 1977年 8月 矯正課程受講者向けに矯正施設の参観を実施（～現在に至る）
矯正課程研究会の共同研究として矯正施設の参観を実施（～現在に至る）
- 1978年 5月 『矯正講座』を創刊（矯正課程研究会編集）
- 1980年 4月 矯正課程が文部省〔現文部科学省〕の「特色ある教育研究」に選定され、私立大学等経常費補助金特別補助の対象となる（～1986年度）
- 1983年 7月 教諭師・保護司・施設職員合同研修会を開催
- 1984年 4月 「矯正課程研究会」を「矯正・保護研究会」に改称
- 1986年 9月 『矯正講座』第9号を「矯正課程開設10周年記念号」として刊行
- 1986年10月 「龍谷大学矯正課程10周年のつどい」を開催
- 1990年 4月 瀬田学舎において矯正課程を設置し、「矯正概論」「矯正教育学」を開講
- 1993年 4月 矯正・保護課程が文部省〔現文部科学省〕の「特色ある教育研究」に選定され、私立大学等経常費補助金特別補助の対象となる（～1995年度）
- 1995年 4月 講座名を「矯正課程」から「矯正・保護課程」に改称
- 1997年10月 「矯正・保護課程」開設20周年記念講演会を開催
- 1997年12月 『矯正講座』第20号を「矯正課程開設20周年記念号」として刊行
- 1998年12月 「特色ある教育研究」として選定され、私立学校振興・共催事業団の私立大学等経常費補助金特別補助の対象となる
- 1999年 3月 「矯正・保護研究会」が解散し、『矯正講座』の編集・発行を「矯正・保護課程委員会」が引き継ぎ、浄土真宗本願寺派から同研究会に寄付されてきた宗派助成金は、『矯正講座』編集・発行事業に対する指定寄付金として助成をうけることになる（～現在に至る）
- 2000年 7月 本学第4次長期計画策定にあたり、矯正・保護課程委員会が「矯正・保護研究所（仮称）構想」を学長に上申
- 2001年 8月 同年6月に設置された「龍谷大学矯正・保護研究所（仮称）の設立に伴う準備委員会」から「矯正・保護研究センター（仮称）の設置について」答申
- 2001年12月 文部科学省学術フロンティア推進事業（AFC）に「矯正・保護研究センター」として申請することが評議会で承認
- 2002年 4月 文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業として「龍谷大学矯正・保護研究センター」が採択（～2006年度）
- 2007年 5月 文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業として「龍谷大学矯正・保護研究センター」が継続採択（～2009年度）
- 10月 「矯正・保護課程」開設30周年記念式典および講演会を開催
- 2008年 9月 同年3月に設置された「矯正・保護総合センター（仮称）」設置にかかる検討委員会の検討結果を受けて、部局長会で設置を承認
- 2009年 4月 矯正・保護総合センター（仮称）設置準備委員会から基本構想の答申を受けて、評議会で2010年4月に設置することが承認
- 2010年 4月 矯正・保護総合センターを設置（～現在に至る）

矯正・保護と本学の取り組み

矯正・保護と教諭活動

矯正・保護とは、犯罪者や非行少年の更生を目的とする活動で、刑務所・少年院などの施設でなされるものを矯正、それ以外でなされる指導援助を保護と言います。

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。日本では保護司や更生保護女性会、BBSの人びとなど、更生保護ボランティアと呼ばれる人びとが関わっています。

このような民間のボランティアのなかで、矯正施設内でおこなう宗教活動を教諭と言い、宗教教諭をおこなっている宗教家を教諭師と呼びます。教諭師は、宗教の心を教え諭していくことによって、被収容者の心情の安定と改善更生を図ります。本学と縁の深い浄土真宗本願寺派は、明治時代から現在に至るまで、この活動を積極的に支援しています。

